

【申請受付要領】

令和9年度 京都府立大学大学院博士後期課程進学予定者対象 日本学生支援機構第一種奨学金「返還免除内定制度」の申請について

日本学生支援機構（JASSO）では、大学院博士後期課程（博士課程）へ進学し第一種奨学金の貸与を受ける者を対象に、貸与終了時に特に優れた業績を挙げることが見込まれる学生について、あらかじめ奨学金返還免除の内定を行う「返還免除内定制度」を実施しています。

本学からの推薦を希望する方は、下記により申請してください。

記

1 対象者

令和9年3月に本学大学院博士前期課程を修了予定で、同年4月に本学大学院博士後期課程への進学を希望し、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の貸与を希望する者。
なお、以下の①または②に当てはまる者については推薦対象外とする。

- ① JSTによる大学フェローシップ創設事業、SPRING、BOOSTにおいて、研究奨励費等生活費相当額の支援を受けた者
- ② 申請書に記載した大学院・研究科に進学しなかった者

2 募集人数

学内選考の上、1名を日本学生支援機構へ推薦します。

3 申請方法

- ・（様式1）博士課程進学に伴う採用時返還免除内定候補者に係る申請書の提出
締切：令和9年2月17日（水）
提出先：gakuseik@kpu.ac.jp（学務課学生支援係）

4 提出期限

令和9年2月17日（水）

5 内定者への通知

令和9年5月下旬（予定）

6 内定制度のスケジュール等

(1) 日本学生支援機構奨学金(第一種)の申請 (令和9年4月上旬)

令和9年度 春の在学(一次)採用に必ず申請してください。

(2) 内定者へ通知 (令和9年5月下旬以降)

(3) 返還免除申請

内定者であっても自動的に返還免除者とはなりません。

貸与終了年度に業績優秀者返還免除を申請する必要があります。

(貸与終了年度の12月下旬に周知)

6 留意事項

- ・ 本制度は返還免除を事前に約束するものではありません。
- ・ 内定者であっても、博士課程修了年度に改めて返還免除申請が必要です。
- ・ 修業年限内で修了できなくなった場合等には、内定が取り消されることがあります。
- ・ JSTの大学フェローシップ、SPRING、BOOSTのうち研究奨励費等生活費相当額の支援を受けた場合は、内定取消の対象となります。

参考リンク

(外部サイト) 日本学生支援機構ホームページ

(博士課程) 返還免除内定制度

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/tetsuduki/naitei.html>